


「火気器具等」を取り扱う催しにおける防火管理体制の強化について

安全安心な催しの開催のため

蒲郡市消防本部 

背景

平成 25 年 8 月 15 日、京都府福知山市で行われた花火大会会場で発生した火災（死者 3 名、負傷者 56 名）を受け、安心安全なイベント等の開催のため、催しの主催者や露店等の関係者が行う火災予防に係る安全対策です。

事故概要

花火大会に出店していた露店の関係者が、自家発電機の燃料としてガソリンを補給しようとガソリン携行缶の蓋を開けたところ、ガソリンが周囲に噴出し、周囲の観客に降りかかるとともに、露店で使用していたガスコンロの火にガソリンが引火し爆発火災となったもの。

上記を受けて…、

～祭礼、縁日、花火大会、展示会など多数の方が集まる催しにおいて**火気器具等***を取り扱う場合～

下記 2 項目が必要となります

1 消火器の準備

迅速な初期消火、被害拡大防止のため

◎消火器は、業務用消火器の設置

◎原則、(火気器具等を使う) 露店等 1 店舗につき消火器 1 本

2 露店等の開設届け

火気器具の使用状況、消火器の設置状況を消防機関が事前に把握するため

◎主催者又は露店等の統括をする方による提出が望ましいです。

★火気器具等とは…

コンロ、フライヤー、発電機など使用するにあたり火災の発生のおそれがあるもの



上記他、ストーブなどの暖房器具、炭焼き、電気を熱源とする調理器具等も含まれます。

また、大規模な催しとして消防長が定める要件*に該当するもので、火災予防上、特に防火管理体制を講じる必要があるものを「**指定催し**」として指定し、指定された催しの主催者等は、防火担当者の選任及び火災予防上必要な業務に関する計画を提出する義務があります。

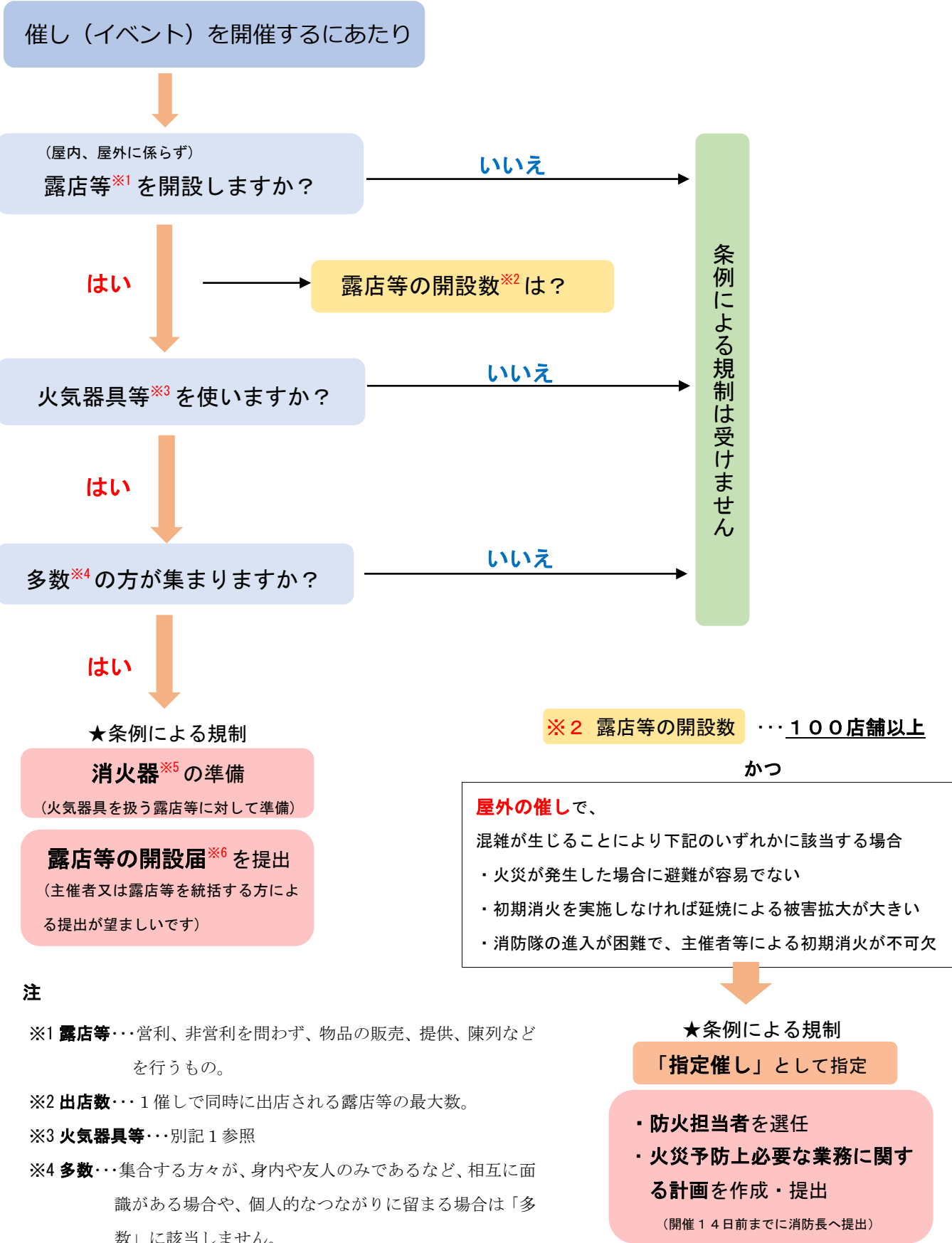
消防長が定める要件*…露店等の店舗数が 100 以上

※ 蒲郡市火災予防条例の一部改正案として、蒲郡市議会 6 月定例会に上程されました。

※ 平成 26 年 7 月 1 日施行

お問合せ 蒲郡市消防本部予防課
Tel.0533-68-0937 (平日日中)

蒲都市火災予防条例改正の概要・防火管理の取組み



注

- ※1 露店等…営利、非営利を問わず、物品の販売、提供、陳列などを行うもの。
- ※2 出店数…1催しで同時に出店される露店等の最大数。
- ※3 火気器具等…別記1参照
- ※4 多数…集合する方々が、身内や友人のみであるなど、相互に面識がある場合や、個人的なつながりに留まる場合は「多数」に該当しません。
- ※5 消火器…別記2参照
- ※6 消防長に提出します。

安全安心な催しの開催のため

蒲都市消防本部



別記 1

火気器具の例

気体燃料

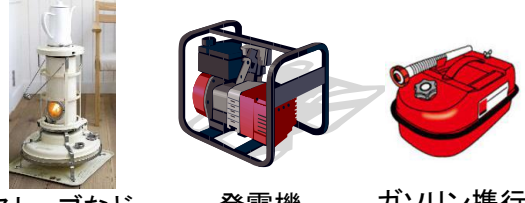


その他、

- ・フライヤー
- ・焼き鳥機
- ・おでん
- ・焼き栗機 など

主にLPガスを使用する器具

液体燃料



ストーブなど 発電機 ガソリン携行缶

固体燃料



七輪、BBQコンロ など

電気を熱源とする器具

電気コンロ
ホットプレート など

※3 火気器具等

その使用に際し、火災の発生のおそれのある以下の器具

- ① 液体燃料を使用する器具
- ② 固体燃料を使用する器具
- ③ 気体燃料を使用する器具
- ④ 電気を熱源とする器具

別記 2

※5 消火器

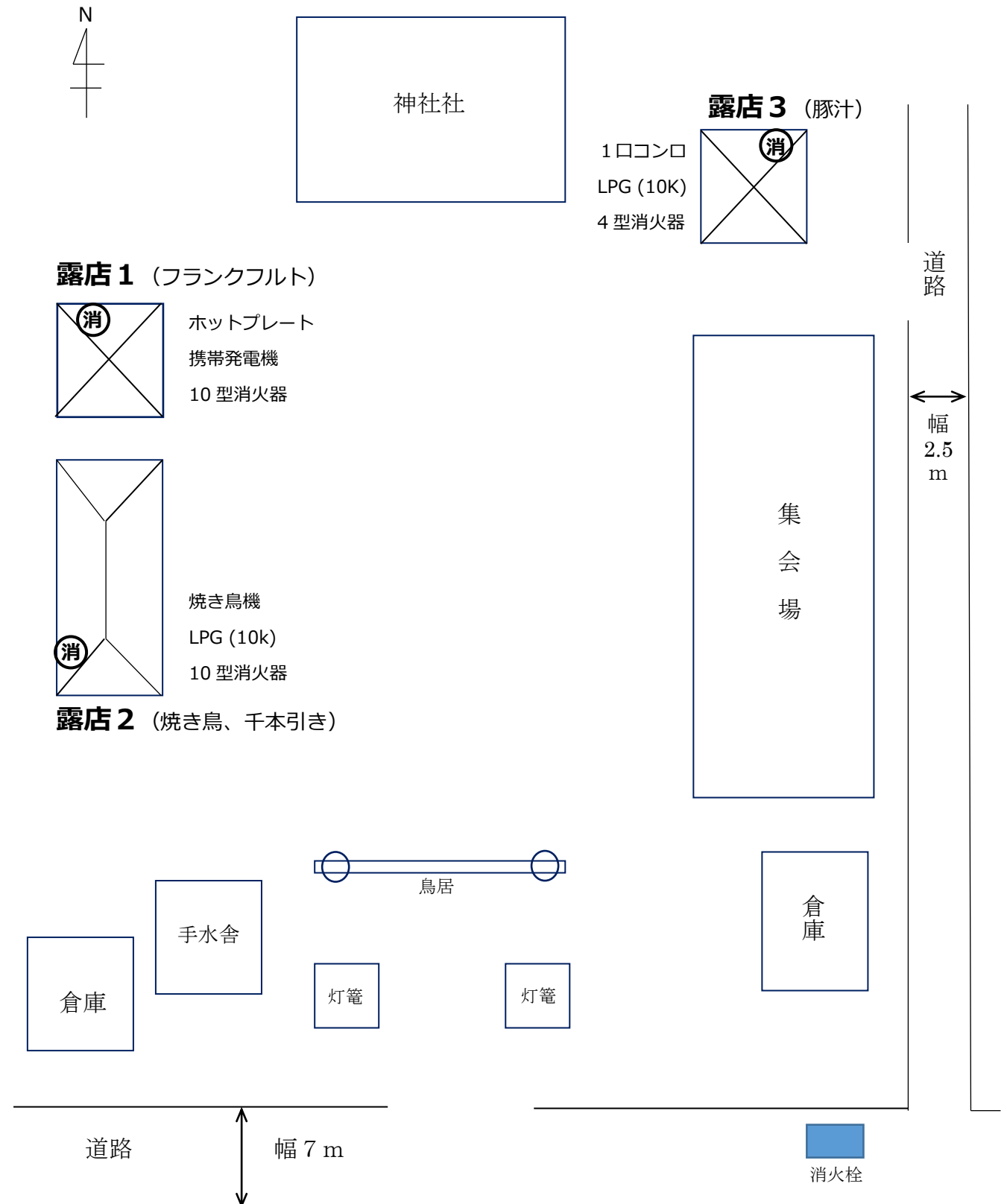


- 原則、露店等 1 店舗につき消火器を 1 本準備します。
ただし、初期消火を有効に行える場合は、複数の対象火気器具等又は露店等の使用実態に応じて、共同で消火器を準備することも可能です。
- 消火能力単位を持つ業務用 ABC 消火器 (3 型もしくは 4 型以上のもの) を準備してください。
- 複数の火気器具等を使用する場合などは、状況に応じて、消火器を複数準備、又は能力単位の大きい消火器 (例：10 型 ABC 消火器など) を準備して下さい。
- 準備する消火器は、消防法第 17 条の 3 の 3 に規定する点検の義務はありませんが、腐食又は変形、破損などがある場合は適切な消火器を準備して下さい。

露店等の開設届出書

年 月 日			
蒲郡市消防長 殿			
届出者 (電話) 住所			
氏名 印			
開設期間	自 年 月 日 至 年 月 日	開催時間	開始 時 分 終了 時 分
開設場所			
催しの名称			
開設露店数		消火器の 設置本数	
催し主催者氏名 又は 現場責任者氏名	(電話)		
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※の欄は、記入しないこと。



様式は自由です。手書きでも構いません。
会場とその周囲の道路（消火栓等があればその位置）、露店の種類と位置、消火器の位置を記入して下さい。使用する火気器具等の種類、ボンベ（大きさ）が分かれば、併せて記入してください。

記入例

露店等の開設届出書

平成 26 年 ○月 ○日			
蒲郡市消防長 殿			
届出者 (電話 68 - 5129)			
住所 蒲郡市水竹町下沖田 25 番地			
氏名 消防 太郎 印			
開設期間	自 26 年 7 月 ○日 至 26 年 7 月 ○日	開催時間	開始 9 時 00 分 終了 16 時 00 分
開設場所	水竹町 消防広場		
催しの名称	消防まつり		
開設露店数	3	消火器の 設置本数	3
催し主催者氏名 又は 現場責任者氏名	(電話 68 - 5129) 消防 太郎		
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※の欄は、記入しないこと。

自主防火チェック表


Ver.2

チェック	露店等の設営について
1	避難通路や防火水槽・消火栓などの消防水利の妨げになる場所には設営しない
2	強風等で屋台・テントが倒壊・飛散しないように固定する
3	隣り合う露店等は必要十分な間隔を開ける（間隔を開けることができない場合は、対象火気器具等の位置、燃料や可燃物の位置、ガス等が滞留しない措置、初期消火の準備など火災予防措置を十分に講じること）
4	消火器など必要な消火準備をする
5	電源は送電電気を使用する（送電電気が使用できない場合で、止むを得ず携帯発電機を使用する場合は、下記「ガソリン等の保管、取り扱いに関して」を確認して下さい）

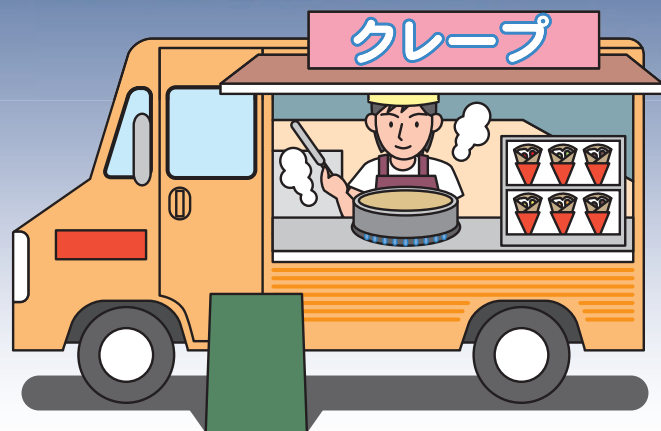
チェック	火気器具等（LP ガスなどを利用）の使用について
1	ボンベは、火気から離れた直射日光の当たらない通気性のよい場所に準備する
2	ボンベは、安定した場所で容易に転倒しない場所に準備するとともに、観客等がみだりに近づかないように区画する
3	ゴムホースは適正な長さで、ひび割れなど劣化のない専用のものを使用する
4	火気使用器具とホースの接続は確実に行い、ホースバンドで固定する
5	電気器具を使用する場合は、たこ足配線や劣化したプラグや配線の使用を避け、雨水等の水がかからないような措置をとる
6	火気使用器具の近くには、可燃性の物品を置かない
7	安定した不燃性の床上、台上で使用する

チェック	ガソリン等の保管、取り扱いに関して
保管、取り扱いの一般的注意事項	
1	ガソリン等の保管又は取り扱い場所では、みだりに火気を使用しない
2	容器は消防法令に適合した金属製容器を使用し、キャップを確実に締める
3	容器は火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管する
4	ガソリン等を保管又は取り扱う場合は、観客等から安全な距離をとる
5	容器の蓋を開ける前は、圧力弁等を操作する（圧抜きを行う）
携帯発電機の使用	
1	事前に燃料を必要十分に給油し、露店等の開設後に給油の必要性が極力ないようにする
2	ガスが滞留しやすい場所で使用しない
3	発電機の運転中に給油や移動をしない
4	やむを得ず給油が必要となったときは、風通しがよく、可燃性のガスが滞留するおそれのない場所で、周囲に観客等がないこと及び火気の使用がないことを確認したうえで給油を行うこと

安全安心な催しの開催のため

蒲郡市消防本部 

屋外やイベント会場で LPガスを使用するお客さまへ



ガスの漏えい・爆発は、**周囲を巻き込み
重大な事故**となる可能性があります。
容器の取り扱いについてしっかり確認
しましょう!

ガスの使用後や使っていない容器はバルブが完全に閉まっているか必ず確認してください。



容器バルブの誤開放 に注意しましょう!

容器バルブの誤開放が、ガス漏れ事故の大きな原因になっています。使用する際はガス器具と正しく接続されていることを確認しましょう。



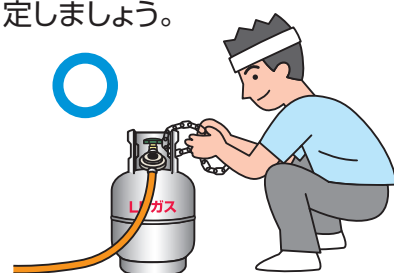
接続部分の“ゆるみ” に注意しましょう!

ゴムホースや調整器の接続部分に“ゆるみ”がないか確認しましょう。またホースを取り外す時には容器バルブの閉め忘れにご注意ください。



容器は転倒しないよう 固定しましょう!

容器が転倒すると、バルブや調整器の接続部分が破損し、ガスが漏れるおそれがあります。転倒しないよう鎖等でしっかり固定しましょう。



LPガス販売店による消費設備 調査にご協力をお願いします。



LPガス販売店には容器や調整器を含めて、お使いのガス器具を調査する義務が課せられています。LPガスの購入時や定期調査時にはご協力をお願いします。

ガス容器や器具の近くには 可燃物を置かないでください。

ガス容器の近くで火災が起こった場合、容器が過熱し被害が拡大するおそれがあります。



◎万一に備えて消火器を準備しましょう。

CO中毒にご注意ください。

車内等の密閉された空間でストーブ等の燃焼器を使用すると、CO中毒事故に至る危険があります。

